

件名	日本語教育	作成	教育部教務課
----	-------	----	--------

1 適用範囲

この仕様書は、防衛省防衛研究所が部外委託する外国人留学生（以下「留学生」という。）に対する日本語教育の実施について規定する。

2 日本語教育部外委託に関する要求

2. 1 教育期間等

2. 1. 1 教育期間

契約締結日～令和5年3月28日

2. 1. 2 教育コース

独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が共催する日本語能力試験（以下「JLPT」という。）における日本語能力認定レベルに準じ、次に掲げる5コースの設定を基準とする。

(1) 上級コース

JLPTにおけるN2相当の留学生を対象とする。

(2) 上中級コース

JLPTにおけるN3相当の留学生を対象とする。

(3) 中級コース

JLPTにおけるN4相当の留学生を対象とする。

(4) 中初級コース

JLPTにおけるN5相当の留学生を対象とする。

(5) 初級コース

JLPTにおけるN5相当未満の留学生を対象とする。

2. 1. 3 日本語能力の確認・評価及び教育コースの選定

契約締結後、留学生の日本語能力を確認・評価し、各留学生の適切な教育コースを選定するものとする。

なお、日本語能力の確認・評価は、教育回数に含むものとする。

2. 1. 4 教育時間及び回数
各教育コースとも教育時間は1回90分。回数は留学生1人あたり33回（日本語能力の確認・評価を含む）を基準とし、官側の発する発注書に基づくものとする。
2. 1. 5 教育実施日
教育実施日は週2回、午後の実施を基準とし、官側と調整を行うものとする。
2. 1. 6 講師人員数
留学生1名につき、1人を基準とする。
2. 2 教育の実施要領等
 2. 2. 1 別紙第1のとおり
細部については、契約締結後速やかに官側と協議して決定するものとする。
 2. 2. 2 連絡調整先
官側の連絡調整先は、留学生担当責任者（防衛省防衛研究所教育部教務課職員）とする。
2. 3 教 場
教場は、契約相手方が指定する施設を利用し、留学生が当該施設に赴き教育を受けるものとする。
ただし、契約相手方が指定する施設の所在地は、防衛省防衛研究所から徒歩30分以内で到着できる範囲とする。
2. 4 講師の要件
 2. 4. 1 日本語を母国語とし、公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する日本語教育能力検定試験に合格程度の能力を有していること。
 2. 4. 2 大学等の高等教育を修了していること。
 2. 4. 3 公益財団法人日本英語検定協会が主催する実用英語技能検定3級合格程度以上の英語力及び講師経験を有していること。
2. 5 講師の変更
 2. 5. 1 契約相手方は、可能な限り教育期間中同一の者を講師として教育に当たらせるものとする。
 2. 5. 2 講師の素行について、講師として相応しくないと認められた場合、官側は契約相手方に講師の変更を求めることが出来るものとする。

2. 6 守秘義務の遵守

契約相手方及び講師は、本契約により知り得た事項（個人情報を含む。）について守秘義務を負い、契約終了後においても同様とする。

また、契約相手方は、講師に対し、守秘義務を遵守させるものとする。

2. 7 報告等

2. 7. 1 契約相手方は、教育期間終了後速やかに2. 2項に基づく教育内容の実施状況等を纏めた教育成果報告書を作成し、官側に提出するものとする。

2. 7. 2 教育成果報告書には、留学生の出欠状況及び当該教育における日本語能力（J L P Tにおける日本語能力認定レベルに準じた。）の進捗状況並びに講師に関する事項等を記載するものとし、様式は契約相手方所定のものとする。

2. 7. 3 契約相手方は、教育期間中に官側から教育の実施状況等について報告を求められた場合には、その都度報告を行うものとする。

3 履行期限

令和5年3月31日（教育成果報告書の提出を含む。）

4 検査

2項について教育成果報告書により検査を実施する。

5 その他

5. 1 本教育において必要な教材等については、契約相手方が準備するものとする。

5. 2 発注は、別紙第2発注書による。

5. 3 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

教育の実施要領等

1 教育対象予定留学生（派遣国及び人数）

アメリカ2名、韓国1名、インド1名、ドイツ1名、オーストラリア2名、カンボジア1名 以上8名

2 教材

契約相手方所定の教材を使用する。

3 教育内容

(1) 上級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」、「話す」、「読む」及び「書く」の技能をN1相当へと高めることを目標とする。

(2) 上中級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」、「話す」、「読む」及び「書く」の技能を向上させ日本語能力検定試験におけるN2相当以上へと高めることを目標とする。

(3) 中級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」、「話す」及び「読む」の技能向上に重点を置き、日本語能力検定試験におけるN3相当以上へと高めることを目標とする。

(4) 中初級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」及び「話す」の技能向上に重点を置き、日本語能力検定試験におけるN4相当以上へと高めることを目標とする。

(5) 初級コース

対象となる留学生の日本語に係る「聞く」及び「話す」の技能向上に重点を置き、日本語能力検定試験におけるN5相当以上へと高めることを目標とする。

4 その他

官側もしくは契約相手方の都合により教育日程等に変更が生じる場合は、事前に相手方に通報するとともに、変更となった回を別の日または時間に振り替える等の処置をするものとする。

なお、一般課程の休講等で振替の出来ない場合は、速やかに官側と協議するものとする。

教日第 号

発 注 書

殿

支出負担行為担当官
防衛省防衛研究所
企画部総務課会計室長

印

次のとおり発注する。

項 目	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
合 計					
納 入 期 限 令和 年 月 日					

この発注書のとおり検査に合格したことを証明する。

令和 年 月 日

検査官所属
官 職
氏 名

印